

最新版

添付 2 号様式

学 則

1 研修の目的

本研修は、障害者が地域で自立した生活を送るために提供されるべきサービス、即ち「サービスの受け手である当事者を主体としたサービス提供の理念」と、「最重度の全身性障害者に対応できる介護技術の習得」を目的とする。

2 研修の名称

本研修は次のとおりとする。

研修名：特定非営利活動法人 自立生活センターさっぽろ

重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程）

3 研修の要旨

(1) 概要

研修課程	研修形態	修業年限	研修期間	定員 (人)	受講対象者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	昼間	2ヶ月	1ヶ月	6	
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	昼間	2ヶ月	1ヶ月	6	基礎課程修了者

(2) 料金設定

	研修課程	受講料
①基本	基礎課程・追加課程	23,000円
①基本（免除有）	基礎課程・追加課程	16,000円
②基礎のみ	基礎課程	12,000円
②基礎のみ（免除有）	基礎課程	9,000円

4 受講手続き

(1) 募集時期

開講日の10日前とする。

(2) 受講料納入方法

受講開始前日までに、直接持参又は振込みにより原則一括納入とし、事業所が認めた場合、分割納入も可能とする。

(3) 受講料返還方法

一度納入した受講料は、いかなる場合も返還しない。ただし、当法人の都合で開講する事ができなかった場合は、受講料を返還する。

5 研修カリキュラム及び研修時間

研修を終了するために履修しなければならない時間数は別表1のとおりとする。

6 研修の免除

- (1) 介護福祉士、居宅介護従業者（訪問介護員を含む）養成研修の各課程修了者が重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・統合課程）を受講する場合、申し出があった者については、別表1の＊を免除する。

7 主要テキスト

本研修に使用する教材は次のとおりとする。

発行：自薦ヘルパー（パーソナルアシスタント制度）推進協会
「日常生活支援研修テキスト」

8 修了認定

(1) 出席の確認方法

口頭での確認により出欠表に記載される。

(2) 成績の評価方法

各科目にレポート課題を設定する。提出されたレポートは、担当講師により添削を行い、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価をする。理解度がDの場合はレポートを再提出させて、指導を行う。

(3) 修了認定の方法

別紙1に定める研修時間をすべて受講し、すべてのレポートを提出した上で、各レポートの理解度がC以上の者を修了と認定する。

(4) 修了証明書

修了を認定されたものは、当法人において修了証明書及び修了証明書(携帯用)(別紙参照)を交付する。

9 退学規定

受講者が退学を求める場合は、その旨を当法人の職員に告げ、承認を得なければならない。

次に該当する者は、当法人により退学を命じることができる。

- ・ 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ・ 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

10 受講者本人確認の方法

研修の受講に関して、受講申込受付時又は研修開始前日までに本人の確認を行う。

本人確認方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カードの提示
- ④ 健康保険カードの提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示

11 その他

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事業で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

この学則は、2016年3月31日に一部改正し、同年4月1日から実施する。

この学則は、2016年6月30日に一部改正し、同年7月1日から実施する。

この学則は、2017年6月30日に一部改正し、同年7月1日から実施する。